

議第 110 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

新たな基金の設置を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(設置)			(設置)		
第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の 名称	設置の目的	積立額	基金の 名称	設置の目的	積立額
(1) ～ (25) (略)			(1) ～ (25) (略)		
(26) <u>下呂市市内 JR 駅整備基金</u>	<u>市内の JR 駅及びその周辺における基盤整備に要する経費の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>			
(27) <u>下呂市下呂温泉街賑わいづくり基金</u>	<u>民間主体の賑わいづくりを推進し、下呂温泉街の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に要する経費の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>			
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

新たな基金の設置を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 市内のＪＲ駅及びその周辺における基盤整備に要する経費の財源に充てるため、新たに「下呂市市内ＪＲ駅整備基金」を設置します。

(第３条関係)

- (2) 民間主体の賑わいづくりを推進し、下呂温泉街の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業に要する経費の財源に充てるため、新たに「下呂市下呂温泉街賑わいづくり基金」を設置します。

(第３条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)